

戸建て住宅・集合住宅建設に伴い 塵芥集積所の設置を検討している皆様へ

熊谷市では、市民の良好な生活環境を保全するため、また、ごみ収集作業を安全に、効率的に行えるよう、塵芥集積所の設置に関して必要な事項を「塵芥集積所設置要領」及び「開発行為等に伴う塵芥集積所の設置基準」で定めています。

開発行為に伴う塵芥集積所の設置については、事前協議書により協議できますが、それ以外については、建築設計事務所様、ハウスメーカー様、建設業者様、オーナー様等から住宅の建設に伴い塵芥集積所を設置したい旨の事前の協議がなくトラブルになるケースが多々発生しております。

つきましては、戸建て住宅や集合住宅の建設に伴い、塵芥集積所を設置する計画がある場合、下記の担当部署にご相談くださいますようお願いいたします。

記

名称：熊谷市環境部環境美化センター

所在地：熊谷市肥塚1125番地

電話：048-524-7121

FAX：048-526-8666

